

令和 7 年度

自己点検・評価報告書

学校法人佑愛学園

愛知医療学院大学

【基準1 理念・目的】

評価項目①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	「建学の精神」に基づき、“社会的知識、基礎的・専門的医療知識を提供し、障害を有する人々の心と身体を支え、生き生きとした人生の実現を支援できる人材(理学療法士・作業療法士)を養成すること”を「教育理念」として掲げている。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	学内においては、「建学の精神」並びに「教育理念」を学生ホールや校舎正面入り口、学生支援室に掲示している。教職員においては、「専任教職員ハンドブック」に掲載するとともに、教授会と拡大教授会の議案書に掲載し、会の冒頭に熟読している。学生においては、「学修の手引き」に掲載するとともに、入学式での理事長祝辞や学長式辞の中で紹介し、入学前教育や入学後のオリエンテーションで説明している。保護者向けには、「後援会会報誌」に掲載している。学外においては、大学公式ホームページで公表している。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	本学が掲げる理念に基づき、人材育成および教育研究上の目的を適切に設定し公表し、それらを実現するための将来を見据えた中期計画、年度計画を明確にしている。 第3期中期計画(2019～2023)を振り返るとともに、FD&SD研修会での教職員によるSWOT分析結果を踏まえ、第4期中期計画(2024～2028)を策定した。本計画では、4年制大学を目指すための重点目標を掲げ、2024年度に愛知医療学院大学を新設した。さらに、愛知医療学院大学設置計画の確実な履行と、2028年度の大学院設置も重点目標として掲げている。 また、定期的に大学内外の状況を分析し、計画実現のために必要な組織、財政等の検証を行い、実現できる内容の計画を策定している。	現時点において特段の課題は認められない。	第4期中期計画に掲げる大学院設置認可申請に向けた取り組みを推進する。
(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	中・長期の計画は、年度計画に落とし込み、教職員全員を対象に関連資料を配付するとともに説明会を実施し、理解・共有を図っている。共通の理解のもと、理念・目的の達成のため、組織的に中期計画の実現に取り組むとともに、理事会では、その達成状況を常に把握し、計画のより一層の充実を図っており、計画の実現に繋がっている。	本法人を取り巻く外部環境は厳しさを増し、18歳人口の減少による学生確保の不確実性の中においては、人件費高騰をはじめ、施設・設備の経年による更新、教育環境の充実是不可欠であり、それらの支出が大きな負担となっている。	中期計画・年度計画の先に目を向けた検討が重要である。一層厳しさを増すことが想定される本法人の経営においては、法人の将来に向けた検討を行っていく。

【基準2 内部質保証】

評価項目①内部質保証のための方針を適切に設定していること。

また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。	内部質保証のための全学的な方針は、現時点においては学長を委員長とした自己点検・評価委員会がその役割を担う。自己点検評価委員は全職員であり、私立大学基準協会の評価基準をもとに、内部質保証のための実施状況、課題及び改善計画を検討している。具体的には、自己点検・評価委員会において各評価項目の内容ごとに関連する委員会あるいは部署に取りまとめの役割を割り振り、全専任教職員が関わるようにしている。定期的に開催する自己点検・評価委員会には全専任教職員の参加を求め、提示された内容について確認及び審議する。最終的に、自己点検・評価委員会で内容を確認し委員長(学長)の承認を得る手続きとしている。	内部質保証のための全学的な方針及び基本的な考え方、体制について明文化する必要がある。	内部質保証のための全学的な方針及び基本的な考え方、体制について明文化する。
(2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。 ※ 具体的な例 ・3つの方針の策定の調整・支援。 ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。 ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。 ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。 ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。	教育運営委員会は、IR推進・戦略委員会、学生生活委員会、キャリア開発委員会と連携し、入学から就職(キャリア)までをIRデータに基づき一体的に検討する内部質保証体制を構築している。同委員会では、教育運営全般、カリキュラム検討・評価、初年次教育の企画・運営など教育に関する事項を審議している。 3つのポリシーは、大学設置準備委員会において検討し、短期大学教授会および理事会の承認を経て策定された。2024年4月の開学以降、完成年度を迎えるまでの期間においては、この3つのポリシーに基づいた学修成果の獲得を目指し、各委員会が連携して教育活動の支援を行っている。ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果達成のため、科目区分を教養基礎科目、専門支持科目、専門基幹科目、専門発展科目に区分し、開講年次を定めることで、1年次からの積み上げによる体系的・段階的な学修が可能となるようカリキュラムを編成している。 学修成果の把握は、科目レベルでは学期末ごとに学生個人の成績通知書を学年担任教員および学習アドバイザー教員が確認した上で学生に配布し、学習指導に活用している。また、2024年度入学生および2025年度1・2年生前期のGPA、ならびに2024年度学修成果獲得状況アンケート結果を可視化し、教育運営委員会およびIR推進・戦略委員会において確認している。 教育方法の改善および学修成果向上に向けては、教育運営委員会とFD&SD委員会とが連携し、取り組んでいる。また、1年生を対象に、大学生に求められる基礎的能力の修得を目的とした「初年次教育プログラム」を企画・運営している。 さらに、2025年度自己点検・評価結果に基づく課題に対して改善計画を策定し、各専攻教員(学年担任等)および職員が連携して改善に取り組んでいる。	学修成果の把握・評価については、アセスメント・ポリシーに掲げる機関レベルおよび教育課程レベルにおいて、年度ごとに体系的に整理・可視化する仕組みは未整備である。 また、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の到達度を総合的に示す手段として、卒業時に交付するディプロマ・サブリメントについては、検討段階にとどまっており、具体的な内容や運用方法の確立には至っていない。 さらに、自己点検・評価結果に基づく改善の取組については実施しているものの、その効果検証や次年度の改善につなげるためのPDCAサイクルの可視化・共有が十分とは言えない点が課題である。	アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベルおよび教育課程レベルの学修成果指標を明確化し、IRデータを活用した学修成果の整理・可視化を行う体制を整備する。これにより、教育運営委員会および関連委員会における検証と改善の実効性を高める。 また、卒業時のディプロマ・サブリメントについては検討を進め、ディプロマ・ポリシーとの整合性を確保した上で、試行的な運用を視野に入れた具体的な設計を行う。 加えて、自己点検・評価結果および各種FD・SD活動の成果を定期的に検証し、その結果を次年度の教育改善計画に反映させることで、内部質保証システムのPDCAサイクルをより明確かつ継続的に機能させていく。
(3) 大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	開学した2024年度より、自己点検・評価活動を毎年継続的に実施する計画を明確に示している。 PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立するため、該当年度の実施状況と課題、次年度の改善計画について全専任教職員で点検・確認している。 自己点検・評価活動の内容は本学ホームページで公表している。2024年の内容は2025年7月に公開した。また、2025年度の内容は2026年6月に大学公式ホームページで公表予定である。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(4) 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。	2024年度の3つのポリシーを踏まえた取り組みの点検・評価について、元学長から意見を求め、その内容を自己点検委員会で共有した。	外部の視点や学生の意見を取り入れる具体的な方法を取り決めていない。	意見聴取の方法を具体化した上で、学生の意見や外部の視点を取り入れていく。
(5) 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。	毎年自己点検・評価活動を継続的に実施し、定期的に認証評価を受審することで、現状の課題を明確にし、全体で共有することで全学的に改革・改善に繋げていく方針である。2025年度は開学2年目であり、認証評価は受けていないため、学内での点検・評価を改善に活用している。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	教育活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況は、大学公式ホームページにおいて公表している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(2) 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。	大学公式ホームページやSNSを活用し、教育研究活動、学生の学修状況及び学修成果に関する情報を積極的に公表している。また、大学の特色や取組について適時情報発信を行い、情報公開の充実に努めている。	教育研究活動や学修成果に関する情報を公表しているものの、受験生、保護者、地域住民等の多様な受け手に対して、より分かりやすく効果的に情報を伝えるための見せ方や発信方法について、さらなる工夫が必要である。	ホームページやSNSの掲載内容及び発信方法を見直し、写真や動画の活用、掲載内容の整理等を通じて、受け手にとって分かりやすく魅力的な情報発信に努める。

評価項目③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。	PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立し、組織的かつ定期的な自己点検・評価を行い、その結果を改善および改革につなげ、自己点検・評価の結果を含めた本学の諸活動の現況を広く社会に対して公表することによって、質を保証できるよう取り組んでいる。	内部質保証に対する取り組みを行っているものの、システムの整備について定期的な点検・評価には十分に至っていない。認証評価機関を変更し、評価区分・項目が前年度と異なったが、前認証評価機関の類似した基準区分を参考に行った。	内部保証システムについて、大学での方針を明文化したうえで、点検・評価体制を再確認する。

【基準3 教育研究組織】

評価項目①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。	建学の精神である「佛心尽障」に則り、社会的知識、基礎的・専門的医療知識を提供し、障害を有する人々の心と身体を支え、生き生きとした人生の実現を支援できる人材の養成を目指し、リハビリテーション学部を設置している。また、学部教育を基盤とした教育研究の高度化および専門性の深化を図るため、大学院の設置に向けた検討を開始している。	現時点では学部以外の教育研究組織が未整備であり、教育研究のさらなる高度化、学際的研究の推進、地域社会や医療・福祉現場との組織的連携について大学院の設置を含めて検討する。	今後は、大学院設置に向けた検討を計画的に推進するとともに、教育研究組織全体の在り方について全学的な検討体制のもとで整理を進める。大学院教育を通じた研究力および高度専門性の強化を図るとともに、将来的には研究・地域連携機能を担う組織の整備についても検討し、学問の動向や社会的要請に柔軟に対応できる教育研究組織の構築を目指す。

評価項目②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	各委員会や会議等で当該事項における現状や成果が上がっている取り組みについて話し合いを行っている。 自己点検・評価委員会を通して振り返る機会を設けている。	各委員会や会議等で話し合った結果を定められた時期や組織で把握する体制が整備されていない。	定期的に点検・評価する仕組みを確立させる。
(2)点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	2024年度の自己点検・評価における点検・評価の結果を活用し、課題を整理し、2025年度に教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組んだ。		

【基準4 教育・学習】

評価項目①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	ディプロマ・ポリシーにおいて、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を明らかにしている(学修の手引きp11,p13)。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに対応する教育課程の編成はカリキュラム・ツリーにて示しており、学修の手引き(p7、p8)に養成する人材像、3つのポリシーの関連図を示し明確にしている。必要な教育・学習方法は、主な方針を前述の学修の手引きにおいて明確にしている。また、各授業科目のシラバスにて該当するディプロマ・ポリシーを示し、学修成果を達成するために必要な準備学習を明示している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(2)上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。	学修成果は、リハビリテーション専門職として、また理学療法士または作業療法士として必要な能力を示しており、学士(理学療法学)並びに学士(作業療法学)にふさわしいと考える。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)学習成果の達成につながるよう、 教育課程の編成・実施方針に沿って 授業科目を開設し、教育課程を体系的 に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・授与する学位と整合し専門分野の 学問体系等にも適った授業科目の開 講。 ・各授業科目の位置づけ(主要授業 科目の類別等)と到達目標の明確 化。 ・学習の順次性に配慮した授業科目 の年次・学期配当及び学びの過程の 可視化。 ・学生の学習時間の考慮とそれを踏ま えた授業期間及び単位の設定。	本学の教育課程は、大学設置基準第19条 並びに理学療法士・作業療法士養成施設指 定規則に則り、養成する人材と3つのポリシー に関連したカリキュラム・ポリシーに基づき「教養 基礎科目」と「専門科目(専門支持科目、専 門基幹科目及び専門発展科目)」を配置し、 ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の達成を 目指した教育課程を編成している。 理学療法士、作業療法士はどちらもリハビリ テーション専門職であり、理学療法並びに作業 療法の専門性の基礎となる学問は共通してい る。そのため、CP1に沿って「教養基礎科目」を 配置し、医療人として必要な人間、生活、社 会等の分野、また他者と協調・協働するための 自己理解やコミュニケーション力を養う科目を 開設している。CP2に沿って「専門支持科目」 を配置し、リハビリテーションの概念を理解し、 理学療法や作業療法の対象となる心身機能と 障害の関連を理解するための基礎医学や臨床 医学の授業科目を開設している。CP3に沿 って、「専門基幹科目」を配置し、理学療法 学専攻では障害発生の予防を含め理学療法 の実践等に対応するために必要な知識と技術 を修得するための科目を設置している。作業療 法学専攻では、作業療法の実践のための知 識・技術の修得に加え、対象者の主観を捉え る力を培う授業科目を設置する。CP4に沿 って一部は「専門基幹科目」そして「専門発展 科目」を配置し、臨床実習や臨床実習後に開 講される臨床力アップ演習にて対象者の全身 及び全体を診る視点を学び、それまでに修得 した知識・技術・態度を統合し、総合的に活 用する力を養う。 これらは、学年進行に合わせて段階的に修得 できるように体系的に編成し、順次制に配慮し た配置となっている。学生は、カリキュラム・ツ リにてこれらを確認することが可能である。 各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連は 明確になっており、各授業科目のシラバスには 学習到達目標が明確に記載されている。ま た、授業形態に応じた単位時間および授業科 目に応じた単位数を設定し、それに基づく(授業 回数(授業期間))を設定するとともに、事前事 後学習時間を定めている。また、シラバス点検 を法人本部長、副学長、学部長、学科長、 専攻長および教育運営委員会委員にて実施 しており、科目レベルにおける学習時間につい て確認している。学習時間を踏まえた授業期 間及び単位認定を行なっている。	現在、2年次までのみの開講であるため、 完成年度を迎えたのちに課題を洗い出し 必要な調整を図る。	完成年度を迎えたのちに課題の洗い出しができる よう、準備を進めていく。

評価項目③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に合ったものであり、期待された効果が得られているか。	各科目の授業形態、授業方法は毎年シラバス作成時に学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、教育運営委員会によって点検・調整がなされている。なお、現在設置計画履行期間中であり、4年間の課程を修了していないことから、期待された効果が得られているかどうかの十分な判断ができない。 科目ごとに関連するDPをシラバスに明記し学習者に示している。各科目が担う「学修成果との関連」を可視化・把握できるよう、令和8年度シラバス作成にあわせ、現在、全教員に対して確認している。学修成果のひとつであるGPAについては、各科目において目標とする評価基準はB評価(GP 1.50-2.50未満)であり基本的な学習到達目標を達成しているレベルである。令和7年度より成績評価の目安を策定し、その目安と学生の成績分布を可視化できるよう、IR・情報課が科目別にグラフを作成し、科目担当者へ配布するとともに、教育運営委員会にて内容を確認している。 各科目担当者は、試験結果や学生による授業評価アンケートを基に振り返りを行い、令和7年度の授業計画に反映し、求める学修成果が得られるように取り組んでいる。	令和6年度における各専攻のGPAや再試験受験率、年度末の学修成果に関するアンケート結果にある学習時間等から、教育運営委員会にて振り返りを行っている。これらの数値から見ると、科目単位では効果に偏りがある。	特に、専門教育につながる主要科目において成績分布や再試験受験率を確認の上、授業配置、時間割、試験の在り方等、課題や改善に必要な事項があるかを確認するとともに、令和7年度から導入した成績評価の目安と各科目の成績分布を検証する。
(2)ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	令和7年度時点では、本学履修規程に定める遠隔授業に該当する科目は設定しておらず、ICTを用いた遠隔授業は提供していない。現在、本学におけるオンライン授業として、「同時双方向型（指定された曜日および時間に合わせて授業をライブ配信する形式）」によって実施するものと定めている。対面授業科目にて平常時にICTを利用した同時双方向型の授業を実施する場合には、事前に申請し、審議を経て実施が可能である。その場合、「対面授業に近い環境で行うこと」「学生の教員に対する質問の機会を確保すること」「対面授業に相当する教育効果を有すること」を要件としている。	教育効果の高い授業を提供するためのツールとして、遠隔授業の提供が適切かつ必要であるかについて、体系的な検討が行われていない。 また、教育効果の高い遠隔授業を実施するための規程やマニュアルが未整備である。	今後、教育効果の高い授業を提供するため、授業方法について検討するとともに、効果的な遠隔授業を提供するための規程やマニュアルを整備していく。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・ 単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。 ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。) ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	【学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応】 英語Ⅰ及びⅡにおいて、授業開講以前にブレacementテストを実施し、英語力の確認をした上でクラス編成を対応している。また、情報科学においても同様のクラス編成にて授業を開講している。また、情報科学については、補助者を1～2名つけ対応している。 【単位の実質化】 学則第29条(単位計算基準)に各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業により教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、時間数を定めている。学生に対し年度はじめに配布する「受講ガイド」においても単位や学習時間の考えた方について示し、学習時間を確保するよう指導している。 各授業科目においては、必要な学習時間と内容をシラバスで示すとともに、授業時間等で具体的に提示している。 また、学期ごとの履修登録単位数の上限は設定していないが、履修要件および進級要件を設けている。これにより、学習の順序性を重視し、各セメスター・各学年において効果的に学修を進めるための仕組みとしている。 【シラバスの作成と活用】 科目担当教員は、シラバス作成マニュアルを基にシラバスを作成している。シラバスに必要な項目として授業時間数、授業概要、学習到達目標、授業形態、授業計画、成績評価の方法及び準備学習、教科書・参考図書を示しており、学生が事前事後の学習を行う上で支障のないよう配慮がなされている。成績評価では評価方法、評価の観点、評価する到達目標をマトリクス表で示している。なお、本学ではディプロマポリシーに則り学修成果を定めているため、ディプロマポリシーに関連した学習到達目標を設定し、関連するディプロマポリシーとともにシラバスに明示している。これらのことから、効果的に学習を進めるために十分な内容となっている。 学生には初回授業時に説明し、活用を促すとともに、授業内容の詳細を学生が理解できるよう工夫している。 各科目にて実施している授業評価アンケートならびに学修方針および学修成果についてのアンケートにて、シラバスの活用状況について調査している。 【授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置】 授業の履修に関しては、新入生は入学後ガイダンスにて、シラバス、カリキュラム・ツリーを用いて履修の説明を行っている。その後は、適宜、履修ガイダンスを実施している。学習の進捗状況や理解度の確認は、各科目担当者がそれぞれの方法で行っている。例としては、授業内での小テスト、振り返りシート、発表などで確認し、適宜必要なフィードバックや指導・支援を行っている。 また、授業の空き時間を利用し、学年担任が中心となってクラス単位で学習の機会を設け対応をしている。学習機会への参加は任意としており、参加者の単位修得状況を効果測定のひとつとしている。加えて、希望者や成績低迷者には科目担当教員による補習を実施し、履修者全員の単位修得に向け、効果的な学習を促進している。	【学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応】 他の科目におけるクラス分けの必要性等については十分な検討はできていない。 【単位の実質化】 各科目担当教員は学習に必要な学習課題を提示するなど工夫し、学習時間の確保に努めている。また、学生に対し授業科目ごとに行う授業評価アンケートにて、事前事後学習についておおよその時間数を調査し、実態の把握に努めているが、シラバス通りに授業が実施されているかどうか、シラバスに記載された事前事後学修時間が守られているか、などの検証と改善のための方法が整備されていない。 【シラバスの作成と活用】 シラバス活用については、各授業担当教員は調査結果を次年度の授業運営に反映しているが、組織的な取り組みには至っていない。 【授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置】 授業の履修に関しては、シラバスやカリキュラム・ツリーを用いて科目の関連も含めて説明しているが、学習の進捗等の状況に合わせた履修指導は十分でない。また、学習の理解・達成度に応じた授業外学習の提案などはできていない。	【学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応】 他の科目におけるクラス分けの必要性等について検討する。 【単位の実質化】 シラバス通りに授業が実施されているかどうか、シラバスに記載された事前事後学修時間がや内容が適正かどうか、などの検証と改善のための方法を整備する。 【シラバスの作成と活用】 教育運営委員会にて調査結果を分析して、活用に関する課題の抽出等を行っていく。 【授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置】 科目間の関連性については、図表等を用いてわかりやすく説明する。特に選択科目については、入学前や前年度までの履修状況を踏まえた指導や履修相談の機会を設ける。また、授業外学習については、各科目において学生の学習の進捗等の状況や理解・達成度を確認し、その状況に応じた適切な授業外学習の方法を提示する。

評価項目④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	教員は、シラバスに記載した成績評価基準、履修規程第18条(試験及び成績の評価)により学修成果の状況を客観的かつ厳格に、公正、公平に実施している。また、単位認定については、学則第33条(単位の認定)、教授会規定第5条にて単位認定、学位の授与について教授会で審議する事を定めている。加えて、履修規程第4条3に学則で定められた時間を受講し、その科目で定めた合格基準に基づいて、科目担当教員により合格と判定され、教授会にて承認されたとき、授業科目の単位認定が行われることが記載され、規程通りに実施している。 科目担当教員が作成したシラバスは、学長、副学長、学部長、学科長、両専攻長ならびに教育運営委員会にて点検し、成績評価基準を確認している。また、次年度から筆記試験以外のレポート課題等の評価はルーブリックを用いることとし、科目担当者に提出を求めることとした。 科目間にて過度な成績の偏りがなく、成績の平準化の取り組みを令和7年度より実施している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を 学生に明示しているか。	各科目の成績評価は、多面的に行うこととしており、その内容はシラバス作成マニュアルに記載され、各科目担当教員はそれに従い成績評価基準を定めている。成績評価の基準は各授業科目のシラバスに明記され、詳細な基準があるときは初回の授業において科目担当教員から説明をしている。また、その成績評価については、履修規程第18条に明記している。単位認定にかかる基準は、学則第33条に明記している。成績評価にかかる基準が記載されているシラバスは入学年度に紙媒体で配布しており、学則や履修規程については入学年度に配布する「学修の手引き」に掲載し、学生はいつでも確認できる。 成績評価に対する学生からの疑義については、試験実施後に異議申立期間を設け対応する体制を設けている。各学期の科目試験期間前に、学生用ポータルサイトにて異議申し立てに関する期間、手続きについて周知している。	科目試験の実施は、学期末に試験週間を設け実施している。学期の中間で終了する科目については、最終講義の翌週に実施している。この中間期の試験において異議申し立て期間を学生向けに明確に提示できていない。	中間期に実施する科目試験の異議申し立て期間を、ポータルサイトにて成績開示後3日以内とする等、教育運営委員会にて検討し2026年度前期から運用できるようにする。
(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	入学前の既修得単位の認定について、学則第34条に示している。入学時に既修得単位申請書と単位修得の根拠資料及びシラバスを提出させ、教育運営委員会にて審議した後に、教授会に諮ることとしている。実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等については制度がなく実施していない。	実践的な能力を修得している者に対する単位認定についての検討がなされていない。	実践的な能力を修得している者の単位認定をするのか、設置科目において実践的な能力とは何か、また該当する資格や検定等があるかといった検討を教育運営委員会にて行う。
(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	卒業認定や学位授与に関しては、現時点での運用実績はない。学則第37条に卒業単位ならびに学則第38条に卒業認定の基準について定め、学則第39条に学位の授与について定めている。手続きとしては、学則第9条に規定する修業年限を終え、所定の単位を修得したとき、教授会の議を経て卒業認定され、卒業した者に学士(理学療法学または作業療法学)の学位が授与される。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	2024年4月に開学し、完成年度を迎えていないことから現時点において該当しない。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	学習成果の把握及び評価に関しては、アセスメントポリシー（学修成果の評価の方針）を定めている。評価は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で設定している。また、その内容は「学修の手引き」に明示している。	現在においては明確な課題はないが、完成年度まで運用を進めていく中で課題の有無を検討する。定期的に課題の有無を点検し、課題を確認した際には必要な調整を図る。	課題の洗い出しができるよう、準備を進めていく。
(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	卒業認定・単位授与の方針の4項目に対応した学習成果を設定しており、各方針の達成状況を把握・評価できる内容となっている。各科目終了時に授業評価アンケート、年度末には学修成果に関するアンケート等を実施している。 学生が設問内容を十分に理解していないと推察される回答があったため、令和7年度からアンケート実施の際に教員が口頭で説明し、学生の理解を促している。 DP1は、各授業科目の到達目標の達成、アセスメントテストの結果、学修成果獲得状況アンケートの結果、初年次教育チェックリストに対応している。DP2は、各授業科目の到達目標の達成、アセスメントテストの結果、学修成果獲得状況アンケートの結果と対応している。DP3は、各授業科目の到達目標の達成、OSCE、学修方針および学修成果についてのアンケートと対応している。DP4は、各授業科目の到達目標の達成、学修方針および学修成果についてのアンケートと対応している。現在設置計画履行期間中であり、令和8年度以降にOSCE、アセスメントテストは実施講予定である。 上記の評価の方針及び評価は、教育運営委員会で設定し適切と判断した上で実施している。	令和7年度に実施したアンケートの結果、令和6年度と同様に、設問内容を十分に理解しないまま回答した可能性がある回答が一定数みられた。その背景には、設問数が非常に多く、回答に相当の時間を要することが一因として考えられる。 現在設置計画履行期間中であり完成年度を迎えていないため、OSCEならびにアセスメントテストは未実施であり、3年次ならびに4年次の科目は未開講である。令和8年度以降に、これらの課題点の有無を確認していく。	R7年度実施のアンケート結果より、今後は設問数および設問内容を見直し、回答者の負担軽減を図る必要がある。具体的には、質問項目の整理・統合により回答時間の短縮を図るとともに、設問文をより簡潔かつ明確にすることで、回答内容の理解を促進することが求められる。あわせて、今後も継続的に回答前にアンケートの目的や回答方法に関する説明を十分に行うことで、回答の精度向上に努める必要がある。 令和8年度以降は、各DPに対応するOSCE、アセスメントテストを実施し、3年次ならびに4年次の科目を順次開講する。その過程で課題点があった場合に改善に取り組む。
(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	各学年の担任教員および教育運営委員会は、各科目の成績、GPA、学修成果に関するアンケート、自学教育に関するアンケート（建学の精神およびディプロマポリシーの理解度）等を通じて、学生の学修成果を把握している。これらのアンケートは教育運営委員会が実施し、結果は委員会内で確認・共有されたのち、各専攻および学年の教員へ周知され、学生指導に活用されている。また、本学が学生に求めるスキル初年次教育で求められる力（スタディスキル、スチューデントスキル、アカデミックスキル）の自己評価を入学時から継続的に行っており、これらの評価結果を定期面談や学習指導に反映した教育を実践している。	各評価に基づいて学生指導を実施しているが、その内容は各教員の裁量に任されている。	教員の学生指導における各評価の活用の程度について、教育運営委員会の所属する教員が専攻内（専攻会議）で把握し、活用していく。

評価項目⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	現在、設置計画履行期間中であり、大学設置時に申請した内容を遂行している段階であるため、4年間の課程を通した自己点検・評価のプロセス及び周期等について十分に明確になっていない。しかし、各学期の単位認定以降に、各科目のGPや再試験者数、GPA、学生による授業評価アンケートを教育運営委員会にて確認し、開講時期、授業科目内容、教育方法等の点検をし、次年度に活かす取り組みをしている。毎年、11月～12月までに当該年度の現状を振り返り、課題を整理し、次年度に向けた改善計画を立てる。教育課程については、教育運営委員会が担当となり点検を行っている。	4年間の課程を通した自己点検・評価のプロセス及び周期等について十分に明確になっていない。	4年間の課程を通した自己点検・評価のプロセス及び周期等について検討を始める。
(2)課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	学修成果の測定は、アセスメント・ポリシーに定めており、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検している。 現在、設置計画履行期間中であり、現時点において卒業生を輩出していないため、4年間を総合的に点検・評価はしていないが、年度ごとに科目成績、進級率、休学率、学生の学習時間、学修成果アンケート結果等の情報を活用して問題や課題を整理し、改善向上に向けた取り組みを行っている。	現時点において卒業生を輩出していないため、4年間を総合的に点検・評価する仕組みは有していない	4年間を総合的に点検・評価する仕組みの検討を行う。
(3)外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	外部の視点として、大学教員経験者から教育課程及びその内容、教育方法について意見交換を行うほか、他大学で授業を実施している非常勤講師と教育方法の改善・向上のための意見交換をしている。学生の意見として、各授業科目にて実施している学生による授業評価アンケートの中で、教育課程の内容や教育方法について聴取し、客観性を高める取り組みをしている。	学生からの意見聴取はアンケート以外の方法で実施できていない。	学生の意見を取り入れるための意見交換の場を設けることを検討する。
(4)自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	教育運営委員会にて、令和6年度の自己点検・評価をもとに改善計画を立て、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。しかし、現在、設置計画履行期間中であるため、まずは当初の計画を遂行している段階である。	自己点検・評価を通して、改善計画を立て、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるが、改善計画が短期・中期・長期などに整理された形にはなっていない。	改善計画を短期・中期・長期などに整理し、長期的な見通しのもとに取り組む。

【基準5 学生の受け入れ】

評価項目①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定しているか。	学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、リハビリテーション学部(理学療法・作業療法)専攻の各専攻ごとに設定している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(2)学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、学力の3要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)ごとに本学が求める能力を記載している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(3)学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	入学者選抜規程を整備し、規程に基づいた入学者選抜を行っている。また、入学者選抜規程は大学公式ホームページで公開している。入学者選抜の実施方法は、広報渉外委員会で検討したものを教授会で審議し、決定している。また、合否判定については、入学試験判定会議で検討したものを教授会で審議し、決定している。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	入学者選抜案内に特別な配慮を必要とする志願者についての対応を記載し、適切な支援の仕組みを整備している。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	大学案内、入学者選抜案内、大学公式ホームページによる情報周知を行っている。また、電話、メール、問い合わせフォーム、公式LINEによる志願者からの問い合わせ対応方法を設けており、随時対応できるように整備している。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	毎年度、入学者数や在籍学生数の適正な維持をしている。大幅な定員超過とならないように、各入学者選抜の歩留まり率を検証し、入学する学生の割合を予測することで入試成績の合格基準や入試制度の見直しを実施している。また、定員未充足とならないように、競合大学等の状況を確認しながら広報活動の強化に努め、大学の魅力や特色を積極的に発信し、受験生や保護者、高校教員への情報の公表を行っている。	学部定員80名に対し、2024年度入学生83名、2025年度入学生93名となっている。各専攻で見ると、理学療法学専攻は定員45名に対し、2024年度入学生50名、2025年度入学生61名、2026年度入学生55名となっており、定員超過の傾向があるため合格基準の見直しが必要である。作業療法学専攻は定員35名に対し、2024年度入学生33名、2025年度入学生32名、2026年度入学生36名となっており、定員に見合った数を確保できているが、今後も広報活動の強化に努める必要がある。	入学者数を適正に維持するために、理学療法学専攻の合格基準の見直しを検討する必要がある。作業療法学専攻については、定員を充足させるために引き続き広報活動の強化に努める必要がある。

評価項目③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	適切な学生の受け入れを行うために、入学企画運営・広報課で現状の課題や改善案を作成し、広報渉外委員会で定期的に確認、検討を行っている。特にOPENCAMPUSの開催は受験生の獲得に大きくかわかるものであるため、動員結果や参加者アンケート結果は開催終了後に速やかに学内で共有するようにしている。	OPENCAMPUSの高校生参加者は2024年度521名、2025年度470名となっており若干の減少傾向にある。少子化による問題もあるが開催時期、集客方法、実施内容の見直しを常に考慮する必要がある。	告知方法、実施内容についてアンケート結果を基に改善できる点はないか検討する。
(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	学生募集において意欲の高い受験生の確保や高等学校教員への周知、オープンキャンパス運営は重要事項であるため、機会の創出を行っていく必要がある。 具体例として、2025年度入学者選抜より、総合型選抜Ⅰ期合格者も特別奨学生入試の受験を可能にしたことで、早期から勉学意欲が高い志願者の獲得へとつなげることができている。 2025年度は高校教員向け説明会を実施し、8校8名の高等学校教員に本学の特色や在学生の様子、施設紹介を行った。また、7月にSPECIALOPENCAMPUSという名称で2日間にわたりキャンパス内を自由に回ってもらいイベントを実施し、多くの高校生の来場に結び付けることに成功した。	理学療法学専攻の志願者数は、2024年度入試146名、2025年度入試175名、2026年度入試198名と増加傾向にあり、選抜による意欲の高い学生の確保に繋がられているが、作業療法学専攻は2024年度入試100名、2025年度入試76名、2026年度入試83名となっており、理学療法学専攻と比較して志願者の確保が課題となっている。	作業療法学専攻の志願者を増やすための取り組みを検討する必要がある。

【基準6 教員・教育組織】

評価項目①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令が必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	・学則第42条に教職員組織について定めている。2025年度より学科の管理体制強化のため、学科長を配置した。また、学年担任、学習アドバイザーの役割を内規で明記し、各教員の役割を明文化している。 ・大学設置基準にて定められている教員21名（うち教授10名）を上回る28名（うち教授10名）の教員を大学完成年度である2027年度までに計画的に配置する。令和7年度は、教授9名、准教授5名、講師2名、助教1名の計17名を配置した。 ・大学設置に際して、全教員が文部科学省の教員審査を受審しており、職位、担当科目について適合した者を各授業科目に配置した。 ・全教員の担当授業時間については、全体でのバランスを見て偏りのないように配置し1人の教員に対しての1週間の授業時間数が10時間を超えないように調整している。	本学として求める教員像、教員組織の編成方針については、明文化されたものがない。	本学として求める教員像、教員組織の編成方針を定め、ホームページ等で公表できるよう検討する。
(2)クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。 ※研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み	他大学、他企業の人材を教員として任用はしていないが、本学の専任教員が兼業をする場合には「教職員兼業規程」に基づき、兼業時間の上限を定めた上で、申請し承認されたもののみ行える制度を取り入れている。	現時点において特段の課題は認められない。	—
(3)教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	設置する委員会は教員と職員で構成されており、各委員会規程において審議事項を定めている。各委員会に教員、職員が参加し、対等に意見交換し情報共有ができる体制としている。また、小規模大学の特性を活かし、日常的に教員、職員でコミュニケーションを図り、協働することができている。	組織的かつ効果的な教育研究活動の実現に向けた教員と職員の役割分担については明確に定められていない。	効果的な教育研究活動を実現させるための教職協働に向けて、定期的な話し合いの場を設定する。
(4)授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	指導補助者に関して明確には既定されていない。	指導補助者の導入については検討課題となっている。	指導補助者の導入について検討を進める。

評価項目②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	大学設置計画に基づき、教員の採用は計画通りに行った。	2026年度まで専攻科を継続することにより、短大に専任教員の配置が必要となった。	短大に必要な専任教員を配置するため、大学の教員配置の計画を一部変更する。大学完成年度以降の教員の配置等の計画を策定する。
(2)年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	大学設置計画に基づき、教員の採用は計画どおり実施している。一方で、教員の年齢構成には偏りがみられる。教員採用に当たっては、性別による不当な差別を行うことなく、公正な選考を実施している。なお、女性専任教員の割合は25%であり、女性管理職は1名となっている。	教員組織において年齢構成の偏りがみられるほか、女性専任教員及び女性管理職の割合も十分とはいえないことから、教員組織の多様性の確保が課題となっている。	完成年度後を見据え、教員組織の年齢構成及び性別のバランスに配慮した教員配置計画を策定し、計画的な採用及び人材育成を進める。

評価項目③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	教員のFD活動に関する規程は整備されており、FD&SD委員会にて企画運営している。授業・教育方法の改善を目指し、2025年度は2科目計4日の公開授業の実施や、講義とグループワークを取り入れた参加型研修会を開催した。研修会終了後には出席者を対象にアンケートを実施し、研究会を担当した講師や教職員に結果を報告している。	教育方法等の検討や支援、科目間連携、教員の教育力向上について、各教員の個別の工夫や教員間での協議や検討の機会が限定的であり、組織的な取り組みとしての展開が十分とは言えない。	教育方法等の検討や支援、科目間連携、教員の教育力向上を目指す内容での研修会の開催をはじめ、組織的な取り組みができるよう整備する。
(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	教員の研究活動の活性化や資質向上を図るため、それぞれの研究活動の紹介や本学の研究領域に関するワークショップをFD&SD委員会が企画し、実施している。これらはSD活動の一環として位置づけている。研修会実施後は研究活動へのモチベーションに対するアンケートを参加者に継続的に実施している。	得られた成果についての検証には至っていない。	検証を行うとともに、必要な取り組みについて確認する。
(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	教員は個人活動目標設定申告シートならびに個人活動実績報告書を作成し、資料をもとに学長、副学長、学部長と面談を行っている。	書類の内容は、具体性および客観性の観点から、十分とはいえない部分が見受けられる。	より客観性および具体性の高い内容とするため、一部の書類について修正を行い、内容の充実を図る予定である。
(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	教員以外が指導補助者となって教育に関わる体制（指導補助者制度）について教育運営委員会にて意見交換を行った。	教員以外が指導補助者となって教育に関わる体制の整備には至っていない。	引き続き意見交換を行うとともに、他の理学療法士作業療法士養成校での体制について情報収集する。

評価項目④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	教員個人の点検・評価は行っており、学長、副学長、学部長で課題を把握している。	組織レベルで点検・評価する仕組みの確立に至っていない。	組織レベルで点検・評価する仕組みを確立させる。
(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に仕組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	点検・評価の結果について一定の把握は行っているが、教員組織に関わる事項の改善・向上への具体的な活用に至っていない。	点検・評価の結果について一定の把握に留まっている。	点検・評価を行う仕組みが確立され次第、結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上への取り組みへとつなげていく。

【基準7 学生支援】

評価項目①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	学生の学習面の支援のために複数の学年担任教員および学習アドバイザー教員を配置し、学生が学習上の悩みなどを相談できる体制を整備している。学生の生活支援のための教職員組織として、学生生活委員会が設置されており、委員会規程に従い運営を行っている。学生の就職面の支援のための教職員組織としてキャリア開発委員会が設置されており、委員会規程に従い運営を行っている。また、学生支援室にはキャリア支援課職員が常駐し適宜学生からの就職に関する相談に応じている。各委員会には教員、職員の両方が配置され、情報共有を行いながら協働して、それぞれの職務を全うしている。	各委員会規程などは整備されているものの、大学としての学生支援に関する方針が定められていない。	点検・評価を行う仕組みが確立され次第、結果を活用して、教育組織に関わる事項の改善・向上への取り組みへとつなげていく。大学としての学生支援の方針を策定する。
(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	心身面の支援を健康経営管理室において対応しており、常勤の看護師、非常勤の公認心理師を配置している。キャリア支援を担当するキャリア支援課にキャリアコンサルタント資格を持つ職員を配置している。	公認心理師、キャリアコンサルタントの大学内での教職員および学生の認知があまり高くない。	学生の修学支援、生活支援、キャリア支援などの方針を策定する。教職員が専門的な知識を得る機会の提供や専門職との連携を強化する。
(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	入学時に配布する「学修の手引き」内で支援について記載し、具体的な内容について入学時のガイダンスで周知している。また、大学ホームページやポータルサイトにおいても必要な情報を掲載している。	情報提供に努めているが、学生がその情報を受け取っているかまで十分な確認はできない。学生相談室は開室時間が限定されているため、できる取り組みに限界がある。	各種ガイダンス時に学生に本学の学生支援に関する情報をわかりやすく提供する。公認心理師、キャリアコンサルタントから学生に向けて講話する機会等を作っていく。学生満足度調査結果等を活用し学生相談室の開室時間等の適切性について検証する。

《修学支援(学習面)》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。	令和7年度は、学修到達度や学習進捗に応じた補習・補充教育を継続し、基礎学力の定着と学習習慣の形成を支援した。1年生については、入学時にプレシメントテストおよび英語のクラス分けテストを実施し、その結果を基礎科目の履修指導や補習・補充教育の対象把握に活用した。成績不振や学修不安が認められた学生に対しては、学年担任と科目担当者が連携して早期に面談を行い、学習計画の再調整や、必要に応じた課題の再提示・学習方法の指導を実施した。また、面談時には共通の面談様式を用いることとし、支援内容や経過の整理と情報共有の充実を図った。これらの対応状況は拡大教授会や専攻会議等の各種会議を通じて教職員間で共有し、組織として継続的な修学支援体制の維持・改善に努めた。	補習・補充教育や面談を通じて個別支援は実施しているものの、成績不振や学修不安の早期把握は、依然として各教員の気づきや学生からの個別相談に依存しており、プレシメントテストやクラス分けテストの結果を早期支援に十分活かされていない。また、支援内容や対応経過については面談記録の書式を統一する方針を示しているものの、実際の運用が十分に徹底されていない。	プレシメントテストや英語クラス分けテストなどの既存データも活用し、学年ごとに、早期支援が必要な対象候補者の一覧を定期的に作成し、学年担任および学習アドバイザー教員が確認する仕組みを検討する。あわせて、infoClipper(教務システム)への記載項目について改めてルールを整備検討し、対応内容および経過の記録を標準化する。
(2) 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。	年度当初に学生生活委員会が実施する健康調査カードにより、配慮希望の有無を確認し、必要に応じて対応している。令和7年度は、合理的な配慮を要する学生の申し出は認められなかったが、随時の申告があった場合には、関係教員等で協議のうえ適切な対応を行う体制を整えている。	年度当初の健康調査カードと学生からの自己申告を主な手がかりとして配慮希望を把握しているため、支援ニーズの早期把握は学生の申告意欲や自己認識に依存している。また、学内には学生相談室を設置しているものの、教職員との連携について個々の連携に留まっており、組織的な体制構築には至っていない。	守秘義務を尊重しつつ、学生本人の同意を前提として、配慮希望の具体例を提示するなど、申告をしやすい方法を検討する。また、オリエンテーションやガイダンス等を通じて、学生相談室の利用方法とともに、「必要に応じて学修上の配慮につなげることができる」旨を学生に周知し、相談や配慮申告につながりやすい環境を整備する。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(3) 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。	留年リスクが高い学生や退学を検討する学生に対しては、学年担任と学習アドバイザー教員が中心となって状況把握を行い、面談を通じて学習計画の再構築やキャリア支援課・学生相談室への接続を進めた。これらの取り組みにより、学生の属性や困難の種類に応じた修学支援を組織的に実施している。なお、必要に応じて保護者への連絡も行っており、2025年度10月からは従来の成績通知書の郵送を取りやめ、成績や出席状況等を保護者がポータルサイト上で随時閲覧できる体制へ移行したことで、よりタイムリーな情報共有が可能となっている。	留年リスクが高い学生や退学を検討する学生への対応は一定程度組織化されている。担当教員による面談内容や支援経過の記録方法について、1度ルール整備をしたが統一されておらず、同一学生に対する継続的支援や複数部署間での情報共有が十分とは言えない。さらに、保護者への連絡タイミングや情報提供内容にばらつきがある。2025年度10月よりポータルサイトによる成績・出席情報の提供を開始したが、全学生の保護者の登録には至っていない。	留年リスクが高い学生や退学を検討する学生への対応については、面談内容や支援経過の記録を教務システムへの記載項目について改めてルールを整備検討し、同一学生に対する継続的かつ一貫した支援体制の構築を図る。あわせて保護者への連絡については、連絡の実施基準および連絡のタイミングを明示し一律化を検討する。さらに、ポータルサイトについては、保護者向けの利用案内や定期的な閲覧の呼びかけを行い、全学生の保護者の登録・利用を促す。
(4) 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。	どの教室においても安定したWi-Fi環境を利用できるよう通信環境を整備している。また、パソコンを使用する科目では、学生がパソコンを持参していない場合には学内パソコンの一時的な貸し出しを行い、学修に支障が生じないよう配慮している。	どの教室でも安定したWi-Fi環境を利用できるよう通信環境の整備と定期的な点検は実施しているものの、授業時間帯の集中利用時には一部で通信速度の低下や接続不安定が生じることがある。	Wi-Fi通信状況の定期点検は継続した上で、授業担当教員や学生からの不具合報告を系統的に収集・集約する。
(5) ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	令和7年度は、ICTを利用した遠隔授業は実施していない。	教育効果の高い授業を提供するためのツールとして、遠隔授業の提供が適切かつ必要であるかについて、体系的な検討が行われていない。	今後、教育効果の高い授業を提供するため、授業方法について検討し、遠隔授業の実施が必要となった場合、学生の学習支援体制を検討する。

《修学支援（経済面）》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	学内の授業料減免制度として、特待生制度を設け、各学年専攻から成績優秀者を1名ずつ選出し、選出された者は授業料を減免している。また、特別奨学生入試を実施し、該当の入試で合格した学生に対し入学金及び初年度の授業料を免除している。そのほか、学内奨学金制度（夢サポートA・夢サポートB）を設けている。日本学生支援機構奨学金、修学支援制度対象校となっており、経済的困難にある学生の支援に努めている。その他市町村や企業から奨学金の案内があった際には学内掲示板に案内を掲載し学生に対し情報提供を行っている。	学生向けお知らせ等を通じ随時案内を行っているが、必要な学生に情報が届いているのか不明確である。	webポータル保護者掲示板を活用し、保護者にも情報提供をする。

《生活支援》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。	心理相談員（公認心理師）によるカウンセリングルームを開室している。毎週火曜日16:30～18:30および毎月第1・3木曜日16:30～18:30の時間帯で開室している。令和7年度より常勤の看護師1名を配置し、健康診断の実施、体調不良者への対応を行っている。健康診断を毎年実施し、学生の健康状態の把握を行っている。入学時には抗体検査（麻疹、風疹、ムンプス、水痘、B肝）を実施し、予防接種の勧奨、感染症予防に努めている。	抗体検査を受け、自身が必要な予防接種を把握できている学生が少ない。	予防接種の必要性や重要性を説明する機会を設定する。
(2) 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	学生自治会が主催する新入生歓迎会・体育祭・学祭があり、教職員もそれらの運営のサポートを行っている。また、アドバイザーミーティングでの学年を越えた交流やHRを設定している。令和7年度はICTを利用した遠隔授業を行っていない。	学生自治会の運営に際して一部の学生に負担が偏り、各行事へ不参加の学生がいるなど、大学として学生への適切なサポートができていないか検証が必要である。	学内での学生サポート体制を見直し、一部の学生に負担が集中しない体制を整える。

《進路支援》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	1年次には礼節をテーマとした講座、2年次には職業人になるために必要な要素のポイント講座を実施している。また、本学が行うキャリア形成のプログラムの概要を説明している。	今後のキャリア支援において、小論文対策等の就職試験への支援に向けた検討が必要である。文章を書くことが苦手な学生があり、1年次より文章作成の指導が必要と考えている。 WFOT(世界作業療法士連盟)認定等教育水準審査における認定取得に向けて、幅広い分野の実習施設の確保等の対策をする必要がある。	文章作成については、国語力アップに向けた講座の実施、各正課授業で行う課題レポートにおける文章指導等を模索・検討中である。 実習施設の確保においては、継続的に確保し、領域のバランスが取れるよう計画していく。

《その他支援》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	クラブ活動、大学行事等学生が主体的に参画できるように学生自治会を設置している。学生生活委員会から自治会の担当教職員を配置し調整に当たっている。学生自治会には大学、後援会から助成金を支給しており、部活動、クラブ活動に際しての費用面での支援を行っている。ボランティア活動についてはボランティア募集があった旨を学生に案内する掲示板を作成し、案内があり次第掲載しており、また、ボランティア活動を学生表彰の一つの項目として定めている。	大学内のクラブ活動、サークル活動、ボランティア活動が活性化していない。	学生満足度調査でアンケート結果等から現状を把握して原因を分析した上で対処する。

《学生の基本的な人権の保障》

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的な人権の保障を図る取り組みを行っているか。	「学校法人 佑愛学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメント防止に向けた取組及びハラスメントに関する相談窓口、相談員を設置している。ハラスメントに関する研修会は毎年度実施し、防止に向けた取組を行うとともに、メール等で相談できる体制を整えており、入学時ガイダンスで説明を行っている。ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント相談委員が相談内容について随時対応している。	各種規程と照合し、プライバシー権の保障について学内で適切な対応がなされているかの検証が必要である。	各担当部署などと協議の上、計画して実施する。

評価項目②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	学生生活に関する学生満足度調査を年に1回実施し、支援体制の満足度を測り、その結果を全教職員に共有している。	学生支援に関わる事項や学生の満足度をどのような項目で測るかの検証が必要である。	学生満足度調査について前年度との比較を行い、成果が上がっているもの、改善ができていないものなどの分析をし、検討の上、実施していく。
(2)点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	学生満足度調査の自由記述の意見は学生生活委員会を確認し、適切な部署・委員会へ伝達している。部署・委員会は意見に対する回答を作成し、学生に対して回答を公表している。また、学生からの意見を受け改善できる点は適宜改善している。	学生満足度調査結果を受けてその効果をどのような項目で測るのかについて、関係部署や委員会での検討が必要である。	学生支援を効果的なものとするための具体策や仕組みを検討の上、実施していく。

【基準8 教育研究等環境】

評価項目①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	学生の学習環境として、附属図書館に可動式の机・椅子・ホワイトボードを利用して自由に学習空間をレイアウトできるラーニングコモンズエリアを設置している。また、学内全館に無線LAN環境を整備している。その他、理学療法士・作業療法士養成施設に必要な治療台を設置した実習室を自由時間に自習で利用できるように学生に提供している。 教員の教育研究環境として、すべての専任教員に研究室・研究スペースが割り当てられている。また、教員の学外研究・研修に関する規程を定め、研究活動や臨床の研鑽等の時間を確保している。	教育研究等環境の整備に関する方針が定められていない。	教育研究等環境の整備に関する方針を策定する。
(2)学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	学生の学習活動および教員の教育研究活動を支えるため、学内全域で利用可能な無線LAN(Wi-Fi)環境を整備し、教職員・学生が安定して利用できるネットワーク基盤を提供している。授業ではPCやプロジェクター等のICT機器を各教室に配置し、授業形態に応じて活用できる環境を整えている。また、ICT活用が円滑に行われるよう、情報系教員および職員が技術的な支援を随時行う体制を整えている。	ICT機器やネットワーク環境の整備を進めているが、機器の更新時期にばらつきがあることから、老朽化や操作性の差が生じる事例がある。また、不具合発生時に迅速な対応が求められる場面も多い。さらに、操作マニュアルは整備されているものの、利用が定着しておらず、教員によってICT機器の理解度に差があることも、機器活用のばらつきにつながっている。	ICT機器の利用状況や不具合発生傾向を踏まえ、更新が必要な機器について計画的かつ迅速に対応できる体制を整える。また、既存の操作マニュアルの周知方法を見直し、教員が必要な情報を取得しやすい環境を整え、ICT機器の基本操作や活用方法に関する研修機会を必要に応じて実施し、理解度の差の縮小とICT活用の促進を図る。
(3)学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。	学生および教職員の情報倫理の確立を図るため、入学時オリエンテーションや授業を通じて、SNS利用、個人情報保護、著作権などに関する基本的な注意事項を指導している。また、入学時に配布する「学修の手引き」にも情報管理に関する留意点を記載している。教職員に対しても、外部機関による注意喚起の機会を設け、情報リスクへの意識向上を図っている。生成AIの利用方針について、学生、教職員向けに明示している。	情報倫理に関する指導は実施しているものの、内容の理解度や定着には個人差があり、SNS利用や個人情報保護などの最新動向に十分対応できていない場合がある。また、教職員向けの研修機会が限定的で、継続的な意識向上の仕組みとしては十分とは言えない。	最新の事例や生成AI等社会的動向を踏まえた注意喚起や掲示物による継続的な啓発を行うとともに、学生ポータルや学内HPで適切な情報発信を行う。さらに、教職員向けの研修機会を適宜設け、学生・教職員双方の情報倫理の理解促進と意識向上を図る。

評価項目②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。	本学は約18,000冊(点)の資料を揃えている。現在は大学設置に伴う新規開講科目の参考図書を中心に随時資料を購入しており、電子書籍の導入も進めている。雑誌は和洋雑誌合わせて全118種類が閲覧可能であり、現在契約中の洋雑誌は全て電子ジャーナルに移行している。電子媒体の学術情報(電子ジャーナル、電子書籍、データベース等)は、附属図書館のウェブサイトからアクセスできるよう整備している。蔵書検索(OPAC)で、全学の所蔵図書と電子資料を一括して検索可能である。	利用者が図書館に立ち寄る回数が減少し購入した資料も、手に取ってもらいづらくなっている。 一方、電子図書のアクセス数は増加している。 このように、図書館の利用形式が「物理的な訪問」から「オンラインアクセス」への利用傾向にある。	資料の購入時期や、新刊案内の方法、企画展示等の見直しを行う。図書館を入館してもらうきっかけづくりとして、授業との連携も増やせるよう検討を行う。また、オンラインアクセスでは電子資料の更なる充実を図っていく。
(2)図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。	図書館司書の資格をもつ職員を配置し、利用者の求めに応じて適宜対応している。また、ラーニング・コモンズエリアを併設し、可動式の机や椅子を設置することでアクティブ・ラーニングを行いやすい環境を整えた。座席は館内で全54席設置しており、学生定員数に対して約17%の座席率を保っている。	書架の狭隘化により、適切な資料の配架を見直す。また人員移動に伴い、利用者への支援体制の見直しが課題である。	利用者への聞き取りも行い、所蔵資料の適切な選別や新規資料の充足を行う。ILL文献複写等料金相殺サービスに加入することで、制限があった利用者の学業や研究への支援体制を整える。

評価項目③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。
また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。	各教員に対して年度ごとに個人研究費が支給され、研究室は教授並びに准教授は個室を利用し（一部は共同研究室）、講師並びに助教は共同研究室を利用している。一方で、研究時間の確保は十分ではない状態である。また専門的な研究支援人材（URA）の配置はなされていない。	研究時間の確保や若手研究者育成のための仕組みの整備をはじめ、専門的な研究支援人材（URA）の配置や人的な支援体制は十分でない。	研究時間確保や若手研究者育成のための仕組み整備に向け、現状把握を行う。
(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。	研究倫理委員会規程を改定し、利益相反に関する規定を新たに定めた。教員に向けた倫理教育については、日本学術振興会の研究倫理コースの受講を該当教員（昨年度に受講していない教員以外）に促し、全教員が受講している、コンプライアンス教育については、e-learning方式にて実施する。	学生に対する倫理教育については、卒業研究に関連する科目の開講前であるため、実施できていない。 2025年11月に研究倫理委員会規程を改定し申請書類を変更したが、その後、申請数が少ないため、新たな申請書類の課題の抽出には至っていない。 また、現時点のシステムでは、倫理教育やコンプライアンス教育に対して様々なコンテンツをe-learning等で簡便に活用することができていない。	学生に対する倫理教育については、卒業研究に関連する科目が開講される来年度に倫理審査委員長が実施する。 また、倫理教育については、様々なコンテンツが利用可能なeAPRINの導入を検討している。

評価項目④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	第4期中期計画ならびに令和7年度事業計画において目標を定めており、点検に努めている。	成果が上がっているものも含め、全教職員で共有できるような組織的な体制が不十分な面もある。	中・長期計画に基づいた年度事業計画を策定し、点検・評価を行う仕組みを確立させる。
(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	2024年度の自己点検・評価における点検・評価の結果を活用し、課題を整理し、2025年度に教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組みを行った。	より一層の効果的な取り組みへつなげるための体制整備が必要である。	教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげていく。

【基準9 社会連携・社会貢献】

評価項目①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。
また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	第4期中期計画、2025年度事業計画において地域貢献・官学連携事業の目標を定め、地域連携室が中心となって、学外機関、地域社会と連携し、還元する取り組みを行っている。本学の前身である愛知医療学院短期大学と清須市（2015年10月）、大治町（2021年）と官学連携協定を締結し、大学開学後もそれを継続し本学教員が専門とする介護予防等における地域活動に貢献している。 （具体的活動例） 清須市関連： 清須市民げんき大学 シニア向け体力測定会 広報清須へのコラム掲載 市が主催する講座への講師派遣 大治町関連： はじめての元気あっぷ教室 大治町100歳大学（2025年度新規事業） その他、一般市民を対象とした公開講座を2回開催、中部経済同好会の発行する「産業懇談会メールマガジン」において、健康に関する記事を毎月掲載している。 また、各教員がそれぞれの専門性を活かして地方自治体、企業と連携して研究活動や地域社会の課題解決に向けた取り組みを行っている。	各取組は活発に行われ、大学の事業計画の中にその年度の目標は掲げられているものの、大学とし社会連携・社会貢献に関する明確な方針については明文化されていない。	本学の社会連携・社会貢献に関する方針を定め、ホームページ等で公表できるよう検討する。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	清須市で行っている清須市民げんき大学では、卒業生が地域の介護予防教室等でリーダーとして活躍することや社会参加の促進を目指しており、卒業生による自主グループの新規立ち上げ、高齢化する自主グループの存続、個人の社会参加に貢献している。シニア向けの体力測定会等や大治町事業においては、介護予防の啓発として貢献していると考ええる。 加えて、清須市の地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケアシステム推進委員会、地域福祉計画策定委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議、成年後見支援センター運営協議会、介護保険地域密着型サービス運営委員会に委員として教職員を派遣し、地域課題解決に対して寄与している。 また、本学教員の専門分野であるリハビリテーションに関連する研究活動において、各自が地域や社会の課題解決に向けた取り組みを行っている。 これらの取組は、地域における大学の存在価値を高めることに繋がっていると考ええる。	現時点において特段の課題は認められない。	—

評価項目②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	清須市、大治町での取り組みは受講者アンケートを実施し、市と定期的に行う打ち合わせの中で意見交換を実施している。公開講座実施の際に受講者アンケートを実施し、講座の満足度や希望する講座内容を確認し、次回の実施に向けた参考資料としている。目標の一つである卒業生の社会参加に関する点検は、2018年度、2023年度に実施しており、3～5年に一度の調査を予定しており毎年行っていない。卒業生を中心とした自主グループ発足については、これまでに4団体発足したが現在も活動を継続するのは3団体である。	地域や社会の課題解決に繋がっているかの客観的な評価には十分に至っていない。	清須市や大治町への聴き取りなどを通して、本学の取り組みが地域や社会に貢献できているか確認する。
(2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	地域連携室に各専攻教員が配属されており、地域連携室で取り上げた課題を各専攻会議にて検討し、改善に向けた取り組みを行っている。2025年度は、地域連携室と各専攻との連携をより円滑にするため、地域連携委員を新たに配置した。	地域や社会の課題解決に繋がっているかの客観的な評価結果の活用には十分至っていない。	清須市や大治町が掲げる具体的な数値目標を確認し、評価を行なったうえで効果的な取り組みについて検討を進める。

【基準10 大学運営・財務】

評価項目①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。
また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。	中期計画は年度計画に落とし込み、全教職員に配付するとともに説明会を実施し、その内容の理解及び共有を図っている。教職員は共通認識のもと、理念・目的の達成に向けて組織的に中期計画の実現に取り組んでいる。また、理事会において計画の達成状況を継続的に確認し、必要に応じて見直しを行うことで、計画の着実な推進に努めている。その他、法人及び大学運営に関する必要な情報についても適宜共有している。	大学の将来を見据えた中長期計画の策定に当たり、教職員が将来構想や経営課題について意見交換を行う機会が十分とはいえない。	教職員によるSWOT分析等を実施し、本学を取り巻く環境や課題について共通認識を形成するとともに、将来構想や経営戦略に関する意見交換の機会を設ける。これにより、危機意識の共有を図るとともに、今後の大学運営において重視すべき事項について教職員が主体的に検討し、中長期計画の策定及び推進に活かしていく。
(2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。	関係法令及び本学の方針に基づき、教授会規程をはじめとする各種規程に従って大学運営を行っている。また、運営の透明性を確保するため、学長等の役職者の権限を組織規程に明確に定めている。教授会については、教授会規程に審議事項及び構成員を規定し、当該規程に基づき適切に運営している。さらに、意思決定及び権限執行については、業務ごとに決裁権限を定め、適正な手続のもとで実施している。	法令改正や組織運営の実態との整合性を図る観点から、見直しが必要な規程が一部存在している。	全ての規程について点検・確認を行い、関係法令及び本学の運営実態との整合性を検証した上で、必要な改正を実施する。また、規程の定期的な見直し体制を整備し、適切な大学運営の維持に努める。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(3) 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。	組織及び役職者の権限と責任を組織規程において明確化し、適切に管理している。また、関係法令に基づき定めた諸規程に従い、役職者の選任及び大学運営を適切に行うとともに、意思決定及び業務執行に対する法人組織内のチェック機能を確保している。特に、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、理事会において定期的に業務執行状況を報告している。	組織運営は概ね適切に行われているものの、個々の業務において報告・連絡・相談が十分でない場合があり、情報共有のさらなる徹底が必要である。	関係法令及び学内諸規程に対する理解を深め、コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、報告・連絡・相談の重要性について教職員への周知を図る。また、組織内における情報共有を一層推進し、適切な意思決定及び業務執行体制の強化に努める。

評価項目②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。	大学設置申請時の計画を基本として予算編成を行い、当該予算に基づき執行している。予算執行に当たっては、決裁権限基準に基づき、金額や内容に応じて定められた決裁権限者による承認を経て実施しており、適正かつ透明性の高い予算執行に努めている。	修理不能な故障により教具・備品等の買替えが必要となり、事後的に文部科学省への相談及び補正予算の編成を行うこととなった。教育活動に必要な設備・備品を安定的に維持するため、計画的な更新及び適切な予算措置のあり方について検討する必要がある。	設備・備品の使用状況や耐用年数を踏まえた更新計画を策定するとともに、定期的な点検を実施し、計画的な予算確保に努める。

評価項目③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。
また、その組織が適切に機能していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。	大学運営に必要な教員組織及び職員組織を整備している。教員組織については、1学部1学科の下に理学療法学専攻及び作業療法学専攻を設置している。職員組織については、法人運営に関する業務を担当する法人本部に管理運営課を配置し、大学運営に関する業務を担当する大学事務局にキャリア支援課、教育研究推進課、入学企画運営・広報課及びIR・情報課の4課を配置し、必要な人員を配置している。会計業務及び給与計算業務の一部を外部委託することで、職員の業務負担の軽減を図っている。	各部署及び職員によって業務量や時間外勤務の状況に差が見られるものの、人員配置の適正性や業務負担の実態については、組織的かつ継続的な調査・分析が十分に行われていない。	各部署の業務内容や業務量、時間外勤務の状況等について調査・分析を行うとともに、職員評価（自己評価を含む）を通じて組織及び個人が抱える課題を把握し、人員配置の適正化や業務改善につなげる。
(2) 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。	設置している各委員会は教員及び職員で構成されており、各委員会規程において審議事項を定めている。各委員会に教員及び職員が参画し、対等な立場で意見交換や情報共有を行うことができる体制を整備している。また、小規模大学の特性を活かし、日常的に教員と職員がコミュニケーションを図りながら協働して業務を遂行している。	委員会ごとに所掌事項や業務量に差があり、一部の委員会に業務が集中する傾向が見られる。	各委員会の所掌事項や活動状況、業務量を検証し、委員会間の役割分担の見直しや統合を含めた組織改編を検討することで、委員会組織の充実及び運営の効率化を図る。
(3) 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか	業務上必要な資格については、職員に対して適宜取得を推奨している。令和7年度現在、看護師、図書館司書、キャリアコンサルタント、防火管理者及び衛生管理者の資格保有者を必要な部署に配置している。また、アドミッション・オフィサー養成講習及び大学IRプロフェッショナル養成講習を修了した職員を配置し、それぞれの専門性を活かした業務運営を行っている。	経年数年の浅い職員が多く、大学運営に必要な知識や技能の継承及び専門性の向上を継続的に図る必要がある。	学内外の研修への参加促進や資格取得支援を行うとともに、OJTや職員評価を活用した人材育成を強化し、大学運営を担う職員の資質・能力の向上を図る。
(4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。	2026年度からの教員評価制度導入に向けて、2025年度は他大学の事例調査や制度設計に必要な情報収集を行った。また、職員については、令和7年度から目標管理制度を導入し、業務目標の明確化及び業務遂行状況の把握、人材育成に取り組んでいる。	教員評価制度については、研究活動を重視した新評価制度として導入を予定しているが、評価結果を研究活動の活性化や教員の処遇にどのように反映させるかについては、引き続き検討が必要である。また、職員についても評価結果の活用方法や処遇への反映方法について十分な検討に至っていない。	2026年度から研究活動に重点を置いた教員評価制度を導入し、その運用状況を検証しながら、研究活動の促進及び適正な評価につながる仕組みを構築する。また、職員については目標管理制度の運用状況を踏まえ、評価制度及び処遇への反映方法について引き続き検討する。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。	FD&SD委員会が年間計画に基づき、教員及び職員を対象としたSD研修会を企画・実施している。2025年度は計12回(教員・職員合同11回、職員のみ1回)の研修会を開催した。また、2025年度に職員を対象とした研修会参加規程を整備するとともに、研修計画を策定した。さらに、職員が自己啓発のために参加した学外研修については、参加報告書を全職員で共有し、組織全体の知識向上に活用している。	現時点において特段の課題は認められない。	今後もFD&SD委員会を中心として計画的に研修を実施するとともに、学内外の研修成果の共有を継続し、教職員の資質・能力の向上に努める。

評価項目④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	監事及び公認会計士からの指摘事項や意見については、関係部署において内容を共有し、適切かつ迅速に対応するとともに、業務の改善及び内部統制の向上に取り組んでいる。	収益事業の廃止に伴う学校法人への資産等の移管について、関係法令及び会計基準に基づき、正確な会計処理を行う必要がある。	監事及び公認会計士の意見を踏まえながら、適正な会計処理及び内部統制の維持・向上に努める。
(2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	大学運営を適切に遂行するため、組織をはじめ大学運営に関わる事項について定期的な点検・評価を実施している。その取組を推進する組織として、2025年度に学長、副学長、学部長、大学事務長及び法人本部長を構成員とする部局長会議を設置した。部局長会議では、大学運営に関する取組や課題を共有するとともに、大学運営上の重要事項やコンプライアンスの推進等について審議を行っている。	現時点において特段の課題は認められない。	大学運営の一層の高度化に向けて、教員及び事務職員等の資質・能力の向上を組織的に推進するとともに、大学運営に関わる組織体制について継続的な点検・見直しを行う。また、学長のリーダーシップの下、教員と職員が協働し、それぞれの専門性を活かしながら、組織的かつ効果的な大学運営を推進する体制の充実を図る。
(3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	毎年度、自己点検・評価を実施し、組織の在り方を含む大学運営の改善・向上に取り組んでいる。また、教授会をはじめとする各種会議において、大学運営上の課題や改善方策について継続的に議論し、その実現に向けた取組を進めている。	現時点において特段の課題は認められない。	教員と職員が連携・協働しながら、それぞれの役割と責任を果たすことができる組織づくりを推進する。また、職員が大学運営に必要な専門的知識及び技能を習得できるよう、研修機会の充実や自己啓発の支援に努める。

【基準10 大学運営・財務】

評価項目①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。	経営改善計画(2024～2028年度)を策定し、当該計画に基づき大学運営を行っている。また、計画の最終年度における財政上の数値目標を設定するとともに、学生募集の強化による入学定員の確保及び本学の教育理念の実現に向けた取組を推進している。	現時点において特段の課題は認められない。	経営改善計画に基づく取組を着実に推進するとともに、学生募集活動のさらなる充実を図り、入学定員の安定的な確保に努める。また、本学の教育理念及び教育の特色について積極的な情報発信を行い、志願者の確保につなげていく。
(2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。	事業報告書に財務関係比率の経年比較を掲載するとともに、理事会、評議員会及び教職員に対して各指標の意味や分析結果について説明し、財務状況の共有を図っている。また、経営判断指標についても説明を行っている。具体的な財務指標や目標値は設定していないものの、説明の際には他法人との比較等を行い、健全な財政基盤の確保に向けた教職員の意識醸成に努めている。	財務関係比率に関する具体的な指標及び目標値を設定しておらず、財務改善に向けた取組の達成状況を客観的に評価する仕組みが十分ではない。	財務関係比率に関する指標及び目標値の設定を検討し、経年比較や達成状況の検証を通じて、健全かつ持続可能な財政運営の確保に努める。

評価項目②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

評価の観点	2025年度の実施状況	2025年度末時点の課題	左記の課題に対する 2026年度に向けての改善計画
(1)教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。	現在は大学設置計画に基づき、施設・設備の充実を図っている段階にあり、資金収支及び事業活動収支はいずれもマイナスとなっている。一方、策定した経営改善計画では、大学設置完成年度である2027年度に資金収支が、2028年度に事業活動収支がプラスに転じる見込みとしている。また、教育研究水準の維持・向上を図るため、安定した財政基盤の確保に向けた取組を進めている。	現時点では、資金収支及び事業活動収支がいずれもマイナスとなっており、収支改善に向けた取組を着実に推進する必要がある。	入学定員の確保に向けた学生募集活動の強化に加え、退学及び留年の防止に取り組み、学生数の安定的な確保を図る。また、大学院設置に向けた検討を進め、計画に沿った申請準備を行う。さらに、高度な専門性を備えた理学療法士及び作業療法士の養成に向けて、教育内容及び学生支援の充実を図るとともに、研究活動の活性化を推進し、大学の教育研究機能の向上に努める。
(2)授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。	学納金以外の収入確保に向けた取組として、外部資金の獲得を推進している。特に、日本学術振興会科学研究費助成事業(科研費)の獲得に向けて、教員への情報提供や申請支援等を行っている。	外部資金の獲得に取り組んでいるものの、寄附金募集等による収入源の多様化については十分に進んでいない。	安定した財政基盤の確保に向けて、寄附金募集のあり方について検討を進めるとともに、外部資金の獲得を引き続き推進し、収入源の多様化に努める。